

飲食業緊急応援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛ムードの広がりから、依然として厳しい経営状況にある飲食業の皆様にも、引き続き事業が継続できるよう緊急支援策として「給付金」を交付します。

交付額

令和2年12月及び令和3年1月における売上減少額の合計
(上限：30万円) ※前年同月比での売上減少額

交付対象

飲食業を営む以下の法人・個人

町内に本社・本店を有する法人

町内に住民登録を有する個人事業者

交付要件

以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- ①調理した飲食料品が店舗内の客席で飲食されていること
- ②食品衛生法における「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を受けていること
- ③令和2年12月及び令和3年1月での営業実績があること
- ④令和2年12月及び令和3年1月の売上高の合計が、前年同月比で20%以上減少していること
- ⑤申請日以降も、飲食業を継続する意思があること
- ⑥町税等を完納していること

対象外業種

宿泊客に対してのみ飲食料品を提供している場合

主たる事業内容が小売業である場合

調理した飲食料品を持ち帰りや配達により提供している場合

申請方法

提出書類

- ①申請書兼請求書(様式第1号)
- ②食品営業許可証(飲食店営業又は喫茶店営業)の写し
- ③売上高が前年同月比で20%以上減少したことが確認できる書類
比較対象となる月の売上台帳等の写し(R1.12とR2.12、R2.1とR3.1)
- ④振込先通帳の写し(金融機関名や支店名、口座番号、口座名義が記載されているページ)
※申請者と同一名義(法人の場合は、法人名義)の通帳をご用意下さい。

提出先

美浜町役場産業建設課

申請期間

令和3年2月15日(月)～令和3年3月26日(金)

※申請書等の様式は、美浜町役場産業建設課及び美浜町商工会にて配布しています。また、これらのホームページからでもダウンロードできます。

〔書類提出先・お問い合わせ先〕

〒644-0044 和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

美浜町役場 産業建設課 TEL 0738-23-4951 FAX 0738-23-3523

E-mail: sangyou@town.wakayama-mihama.lg.jp